

足立区議会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程

(昭和62年3月31日区議会議長訓令甲第1号)
改正 昭和62年6月30日区議会議長訓令甲第2号
平成12年3月31日区議会議長訓令甲第4号
平成15年7月17日区議会議長訓令甲第4号
平成16年3月25日区議会議長訓令甲第1号
平成30年3月30日区議会議長訓令甲第3号

(目的)

第1条 この規程は、統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長 足立区議会事務局条例(昭和49年条例第17号。以下「事務局条例」という。)第2条第1項に規定する次長に相当する職をいう。
- (2) 係長 事務局条例第2条第1項及び第2項に規定する係長、担当係長並びにこれらに相当する職をいう。

(統括課長の職の指定)

第3条 区議会議長(以下「議長」という。)は、区長と協議し、重要かつ困難な事務をつかさどる課長の職を統括課長の職として指定することができる。

(課長補佐の職の指定等)

第4条 議長は、区長と協議し、係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な職務に従事する係長の職を課長補佐の職として指定することができる。

(主任の職の指定)

第5条 議長は、区長と協議し、特に高度の知識・技術を活用し、係長職を補佐する係員の職を主任の職として指定することができる。

(統括課長等の任免)

第6条 統括課長、課長補佐及び主任の任免は、議長が行う。

(その他の必要な事項)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に総括係長の指定に関する要綱(昭和56年3月24日議長制定)により総括係長に任用されている者は、この訓令により任用されたものとみなす。

付 則(昭和62年6月30日区議会議長訓令甲第2号)

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

付 則(平成12年3月31日区議会議長訓令甲第4号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成15年7月17日区議会議長訓令甲第4号)

この規程は、平成15年7月17日から施行する。

付 則(平成16年3月25日区議会議長訓令甲第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月30日区議会議長訓令甲第3号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。